

発達障がい者支援施策検討の場について

平成17年

大阪市発達障がい者支援体制整備委員会

・発達障害者支援法に基づき、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関の協力体制を強化し、総合的な支援体制を構築

平成20年

大阪市発達障がい者企画・推進委員会

・平成20年度に改組
・ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備するための体制や施策の検討
・国モデル事業の検討・検証

平成25年

大阪市障がい者施策推進協議会

・条例に基づく「市長その他執行機関の付属機関」
・大阪市障害者施策推進協議会条例
協議会は必要に応じて部会を置くことができる。

障がい者計画策定・推進部会

地域自立支援協議部会

発達障がい者支援部会

・当事者及び家族、学識経験者及び福祉、教育、保健、労働、医療等の関係機関で構成。
・発達障がい者の各ライフステージに対応する一貫した支援体制の検討。
・発達障がい者に係る先駆的な支援の取組みの評価、とりまとめを行い、発達障がい者の成長段階に応じた支援手法の開発を図る。

・発達障がい者支援施策を障がい者施策に反映できるよう、専門部会に位置付け

(改正発達障害者支援法第19条の2に規定する)
発達障がい者支援地域協議会

【参考】

改正発達障害者支援法(抜粋)

第19条の2 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者(次項において「関係者等」という。)により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。